

人事行政の運営等の状況を公表します

町政に対してより一層のご理解をいただくために、平成17年12月に制定されました「白鷹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の状況についてお知らせいたします。

I 各任命権者からの報告の概要

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

平成23年度の職員採用は、一般行政職5人、医療職2人（看護師2人）、指導主事1人の合計8人です。

(2) 再任用の状況

再任用職員は、高齢者雇用の推進等のため定年退職者等のうち、あらためて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。平成23年度において、再任用職員の採用はありません。

(3) 職員の退職の状況

平成23年度における職員の退職の状況は下表のとおりです。

	行政職	医療職	計
定年退職	1人	1人	2人
勸奨退職	1人	0人	1人
自己都合	0人	2人	2人
その他（死亡）	0人	0人	0人
合計	2人	3人	5人

(4) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

区分	職員数		増減数	主な増減理由	
	23年度	24年度			
部門					
一般行政	議会	2人	2人	0人	
	総務	27人	29人	2人	企画調整部門・出納部門職員の増
	税務	12人	12人	0人	
	労働	1人	1人	0人	
	農林水産	11人	12人	1人	農業振興部門職員の増
	商工	4人	4人	0人	
	土木	9人	9人	0人	
	民生	27人	27人	0人	
	衛生	8人	8人	0人	
小計	101人	104人	3人		
特別行政					
教育	27人	28人	1人	学校教育部門職員の増	
公営企業等	病院	48人	49人	1人	医師部門職員の増
	水道	3人	3人	0人	
	下水道	4人	4人	0人	
	その他	15人	15人	0人	
	小計	70人	71人	1人	
合計	198人	203人	5人		

2. 職員給与の概要

(1) 総括

人件費の状況（平成23年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (24.3.31現在)	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件比率 (B/A)
15,430人	77億3,122万円	5億5,017万円	11億9,137万円	15.4%

（注）人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

職員給与費の状況（平成23年度普通会計決算）

職員数(A)	給与費				1人当り給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
127人	4億9,974万円	5,929万円	1億8,036万円	7億3,939万円	582万円

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

年度	白鷹町	県内町村平均	全国町村平均	山形県
平成22年度	97.3	95.8	95.1	100.1
平成23年度	97.1	95.8	95.3	100.0

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成24年4月1日現在）

○一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
白鷹町	43.0歳	327,600円	368,000円	349,200円
山形県	44.2歳	348,900円	431,200円	375,900円
国	減額前	329,917円	—	401,789円
	減額後	304,944円	—	372,906円

(注)

- ・「平均給料月額」は、職員の基本給の平均です。
- ・「平均給与月額」は、基本給と毎月支払われる諸手当を合計した給与の平均です。
- ・「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額の算出方法により再計算した給与の平均です。諸手当から時間外手当等を除いて算出したものです。
- ・国家公務員の減額後の金額については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に基づく給与減額措置後の数値です。

○技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
白鷹町	48.2歳	336,200円	351,600円	350,700円
山形県	44.8歳	326,600円	369,500円	347,500円
国	減額前	285,030円	—	323,181円
	減額後	270,465円	—	307,506円

職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区分		白鷹町	山形県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高校卒	140,100円	140,100円	140,100円
技能労務職	高校卒	138,700円	135,600円	—

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成24年4月1日現在）

区分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	296,400円	317,700円	358,200円
	高校卒	244,400円	286,100円	320,000円
技能労務職	高校卒	—	285,900円	320,500円

- (注) ・経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。
・技能労務職の経験年数10～15年には、該当者がいません。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主任	係長 主査	課長補佐	課長	
職員数	10人	5人	38人	23人	12人	10人	98人
構成比	10.2%	5.1%	38.8%	23.5%	12.2%	10.2%	100.0%

- (注) ・級区分は、町の給与条例によるものです。
・標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(4) 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区分	給料・報酬月額	期末手当	退職手当	
給料	町長	405,000円	6月期 1.45月 12月期 1.65月 計 3.1月	27.216カ月
	副町長	378,000円		15.888カ月
	教育長	364,000円		11.328カ月
報酬	議長	310,000円		
	副議長	250,000円		
	議員	235,000円		

(注)

- ・町長、副町長、教育長はそれぞれ50%、40%、35%町独自削減後の金額です。
- ・期末手当は35%の加算措置があります。
- ・退職手当は任期満了毎支給され、支給月数は4年間在職した場合です。

(5) 職員手当の状況

期末手当・勤勉手当の状況（平成24年12月1日現在）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤勉手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分
合 計	1.90月分	2.05月分	3.95月分

(注)制度上の段階、職務の級による加算措置があります。

退職手当の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	自己都合	定年・勲奨	
支 給 率	勤続20年	23.5月分	30.55月分
	勤続25年	33.5月分	41.34月分
	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期勲奨退職者 (2%から20%加算)		

時間外勤務手当の状況（普通会計決算）

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成21年度	33,616千円	245千円
平成22年度	36,366千円	260千円
平成23年度	25,128千円	193千円

(注)平成22年度は、選挙・震災対応があったため、支給総額が増えました。

特殊勤務手当の状況（平成23年度普通会計決算）

手当支給職員の割合	11.0%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	0千円
手当の種類(手当数)	1
手当の内容	税務事務に従事する職員 に対する手当

(平成23年度病院事業会計決算)

手当支給職員の割合	81.6%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	585千円
手当の種類(手当数)	7
主な手当の内容	1.放射線、試薬等を扱う危険業務 2.手術に従事する場合

(注)平成22年度より、保育業務手当を廃止しています。

その他の手当（平成24年4月1日現在）

手 当 名	内 容	国の制度との異同	支給実績 (平成23年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給月額 (平成23年度普通会計決算)
扶養手当	扶養親族のある職員	同	12,758千円	16,876円
管理職手当	管理職(課長級)の役職にある職員	同	4,927千円	51,323円
寒冷地手当	寒冷地に勤務する職員	同	8,348千円	65,732円
通勤手当	通勤距離に応じて支給	異	5,927千円	5,311円
住居手当	住宅を借り受けている職員	同	2,203千円	22,948円

※ 年額平均

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（(イ)の日を除く）

(2) 勤務時間の概要

職員の勤務時間は、一週間当たり38時間45分と定められており、原則毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ8時30分から17時15分までの勤務となります。そのうち、12時から13時までの間は休憩時間となっています。

なお、一部の職場においては、その業務の実情に応じて職員の勤務時間の割り振りを行っています。

(3) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。

なお、特別休暇の主な種類は、次のとおりです。

- ・出産の場合 ・妻の出産の場合 ・結婚の場合 ・生後1年に達しない子を育てる場合 ・忌引の場合
- ・配偶者及び父母等の追悼など特別な行事がある場合 ・夏季における盆等の諸行事等に対応する場合
- ・感染症の場合 ・災害等により出勤することが著しく困難であると認められる場合

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成23年度において、免職処分及び降任処分された職員はいませんでした。

(2) 懲戒処分の状況

平成23年度において、懲戒処分を受けた職員はいませんでした。

5. 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、法律又は条例に定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や職務上必要な教養を目的とする講習会、講演会等に参加する場合などに、職務専念義務が免除されることがあります。

(2) 営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねる、報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事等してはならないとされています（地方公務員法第38条）。

平成23年度における許可件数は1件となっております。

6. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の概要

平成23年度に実施した研修は、以下のとおりです。

研修区分	コース数	延べ人数
町独自研修	15 コース	180 人
派遣研修	31 コース	53 人

(2) 職員の勤務成績の評定

役職職員については、指導・統率、責任感、仕事の速度・確実性、企画・判断を、また、一般職員については、勤勉、責任感、仕事の速度・確実性、注意力、職務知識を評定し、昇任、昇格及び人事配置の参考としています。

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の共済制度は、地方公務員法第35条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を運用し、実施する主体は山形県市町村職員共済組合です。共済組合では、組合員である職員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡等に対して必要な給付を行う「短期給付事業」、職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う「長期給付事業」、健康の保持増進事業や住宅資金の貸付けなどの「福祉事業」の大きく分けて3つの事業を行っています。また、事業等を補完するため、山形県市町村職員互助会が設けられており、祝金、弔慰金等の支給等の事業を行っています。

その他の福利厚生事業として、本町において福祉増進等を図る目的で、職員厚生会に補助金95千円を交付しました。事業内容は、サークル活動助成、鑑賞助成となっております。

(2) 公務災害の発生状況

公務災害補償制度は、職員が公務上の災害（負傷、疾病、障害及び死亡）または通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と、被災職員の社会復帰の推進及び職員・遺族の援護を図るために必要な事業（福祉事業）を行うことを目的としています。具体的には、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって定められています。

平成23年度に公務災害と認定された件数は0件となっております。

II 公平委員会の業務の状況

1. 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成23年度で、勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

2. 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成23年度は、該当ありませんでした。

■問い合わせ 総務課総務係（☎85-6120）